

参考配布

平成 26 年 3 月 28 日

職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課

(担当) 課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官 鈴木 徹

課長補佐 富永 哲史

(電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

03(3502)5227 (夜 間)

派遣元事業主に対する

労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令について

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表

| | |
|----|---|
| 担当 | 大阪労働局需給調整事業部 電話 06-4790-6319 F A X 06-4790-6309 |
|----|---|

派遣禁止業務への労働者派遣を行った派遣会社8社に行政処分

－派遣元事業主に対する労働者派遣事業停止命令 及び労働者派遣事業改善命令について－

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、一般労働者派遣事業を営む派遣元事業主8社に対して、平成26年3月27日から同年3月28日の2日間にかけて、同法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令及び同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

なお、行政処分を受けた派遣元事業主は、いずれも労働者派遣法で労働者派遣が禁止されている港湾運送業務への労働者派遣を、それぞれ2ヶ月から最長3年間にわたり行ったものである。

また、労働者派遣事業停止命令4月の処分を受けた派遣元事業主2社においては、当該違法派遣の労働者派遣契約書について、労働者派遣法の規定を免れるため、故意に実際と異なる内容を記載していた。

記

- 1 労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主について
 - (1) 被処分派遣元事業主数 6社
 - (2) 被処分派遣元事業主に係る名称、所在地等の情報及び処分理由、処分内容については別紙1のとおり
- 2 労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主について
 - (1) 被処分派遣元事業主数 2社
 - (2) 被処分派遣元事業主に係る名称、所在地等の情報及び処分理由、処分内容については別紙2のとおり

(別紙1)労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

| | 派遣元事業主名 | 代表者の職氏名 | 派遣元事業主所在地 | 許可・届出に関する事項 | | 処分理由 | 処分内容 |
|---|-------------|-----------------|----------------|-------------|------------|---|---|
| | | | | 許可・届出年月日 | 許可・届出番号 | | |
| 1 | 株式会社サンレディース | 代表取締役 高城 由里子 | 大阪市北区浪花町12番24号 | 平成14年3月1日 | 般27-020390 | <p>株式会社サンレディースは、同社梅田支店において、少なくとも平成22年7月4日から平成25年7月3日の間、労働者派遣法第4条第1項第1号で労働者派遣が禁止されている港湾労働法第2条第2号に規定される港湾運送業務に、少なくとも派遣労働者延べ43,607人を労働者派遣することにより、労働者派遣法に違反する労働者派遣事業を行ったこと。</p> <p>また、同社は、当該違法派遣に際し、派遣先の求めに応じ、派遣先が派遣受入期間の制限を免れることを目的とする実際の労働者派遣と異なる内容を記載した虚偽の労働者派遣契約を派遣先と締結することにより、派遣先の派遣受入期間の制限を超える労働者派遣を行い、当該違法派遣の期間及び規模を、いたずらに増大させた。</p> | <p>1 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令</p> <p>株式会社サンレディースに対し、</p> <p>○梅田支店において行う労働者派遣事業については平成26年4月3日から平成26年8月2日までの間、 ○その他の株式会社サンレディースにおいて行う全ての労働者派遣事業については平成26年4月3日から平成26年6月2日までの間、</p> <p>事業の停止を命ずる。</p> <p>2 同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令</p> <p>(1)株式会社サンレディースの全事業所において行われる全ての労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。</p> <p>なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。</p> <p>①労働者派遣法第4条第1項</p> <p>(2)労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。</p> <p>①処分の理由に係る原因の究明 ②前記①に対応した再発防止策の策定 ③労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化 ④役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底(特に労働者派遣法第4条第1項及び同法第35条の2について) ⑤内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備</p> |

(別紙1)労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

| | 派遣元事業主名 | 代表者の職氏名 | 派遣元事業主所在地 | 許可・届出に関する事項 | | 処分理由 | 処分内容 |
|---|---------------|----------------|--------------------------|-------------|------------|--|---|
| | | | | 許可・届出年月日 | 許可・届出番号 | | |
| 2 | 株式会社オン・ザ・スタッフ | 代表取締役 齋藤 千尋 | 大阪市城東区野江1丁目2番3号 森ビル2階 | 平成21年9月1日 | 般27-301672 | <p>株式会社オン・ザ・スタッフは、少なくとも平成22年7月4日から平成25年7月3日の間、労働者派遣法第4条第1項第1号で労働者派遣が禁止されている港湾労働法第2条第2号に規定される港湾運送業務に、少なくとも派遣労働者延べ32,882人を労働者派遣することにより、労働者派遣法に違反する労働者派遣事業を行ったこと。</p> <p>また、同社は、当該違法派遣に際し、派遣先の求めに応じ、派遣先が派遣受入期間の制限を免れることを目的とする実際の労働者派遣と異なる内容を記載した虚偽の労働者派遣契約を派遣先と締結することにより、派遣先の派遣受入期間の制限を超える労働者派遣を行い、当該違法派遣の期間及び規模を、いたずらに増大させた。</p> | <p>1 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令</p> <p>株式会社オン・ザ・スタッフに対し、平成26年4月3日から平成26年8月2日までの間、労働者派遣事業の停止を命ずる。</p> <p>2 同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令</p> <p>(1)株式会社オン・ザ・スタッフにおいて行われる全ての労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。</p> <p>なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。</p> <p>①労働者派遣法第4条第1項</p> <p>(2)労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。</p> <p>①処分の理由に係る原因の究明 ②前記①に対応した再発防止策の策定 ③労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化 ④役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底(特に労働者派遣法第4条第1項及び同法第35条の2について) ⑤内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備</p> |

(別紙1)労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

| | 派遣元事業主名 | 代表者の職氏名 | 派遣元事業主所在地 | 許可・届出に関する事項 | | 処分理由 | 処分内容 |
|---|----------------|----------------|-------------------------------|-------------|------------|--|--|
| | | | | 許可・届出年月日 | 許可・届出番号 | | |
| 3 | 羽田タートルサービス株式会社 | 代表取締役 内海 章雄 | 東京都大田区羽田旭町14番1号 第7高橋ビル602号 | 平成3年11月1日 | 般13-060020 | <p>羽田タートルサービス株式会社は、同社大阪本部営業所において、少なくとも平成22年7月4日から平成25年7月3日の間、労働者派遣法第4条第1項第1号で労働者派遣が禁止されている港湾労働法第2条第2号に規定される港湾運送業務に、少なくとも派遣労働者延べ6,235人を労働者派遣することにより、労働者派遣法に違反する労働者派遣事業を行ったこと。</p> | <p>1 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令</p> <p>羽田タートルサービス株式会社に対し、</p> <p>○大阪本部営業所において行う労働者派遣事業については平成26年4月3日から平成26年6月2日までの間、</p> <p>○その他の羽田タートルサービス株式会社において行う全ての労働者派遣事業については平成26年4月3日から平成26年5月2日までの間、</p> <p>事業の停止を命ずる。</p> <p>2 同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令</p> <p>(1)羽田タートルサービス株式会社の全事業所において行われる全ての労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。</p> <p>なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。</p> <p>①労働者派遣法第4条第1項</p> <p>(2)労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。</p> <p>①処分の理由に係る原因の究明 ②前記①に対応した再発防止策の策定 ③労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化 ④役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底 ⑤内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備</p> |

(別紙1)労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

| | 派遣元事業主名 | 代表者の職氏名 | 派遣元事業主所在地 | 許可・届出に関する事項 | | 処分理由 | 処分内容 |
|---|----------------|-----------------|------------------------|-------------|------------|---|--|
| | | | | 許可・届出年月日 | 許可・届出番号 | | |
| 4 | 株式会社星光ワーク・システム | 代表取締役 古井 あき子 | 門真市新橋町3番3号 門真プラザ205 | 平成22年8月1日 | 般27-301746 | 株式会社星光ワーク・システムは、少なくとも平成23年4月1日から平成25年7月3日の間、労働者派遣法第4条第1項第1号で労働者派遣が禁止されている港湾労働法第2条第2号に規定される港湾運送業務に、少なくとも派遣労働者延べ8,054人を労働者派遣することにより、労働者派遣法に違反する労働者派遣事業を行ったこと。 | <p>1 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令</p> <p>株式会社星光ワーク・システムに対し、平成26年4月3日から平成26年6月2日までの間、労働者派遣事業の停止を命ずる。</p> <p>2 同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令</p> <p>(1)株式会社星光ワーク・システムにおいて行われる全ての労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。 なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。</p> <p>①労働者派遣法第4条第1項</p> <p>(2)労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。</p> <p>①処分の理由に係る原因の究明 ②前記①に対応した再発防止策の策定 ③労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化 ④役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底 ⑤内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備</p> |

(別紙1)労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

| | 派遣元事業主名 | 代表者の職氏名 | 派遣元事業主所在地 | 許可・届出に関する事項 | | 処分理由 | 処分内容 |
|---|-----------|----------------|-----------------------------|-------------|------------|--|--|
| | | | | 許可・届出年月日 | 許可・届出番号 | | |
| 5 | 株式会社オマージュ | 代表取締役 徳山 宣武 | 大阪市中央区難波2丁目1番2号 太陽生命難波ビル | 平成16年2月1日 | 般27-030390 | <p>株式会社オマージュは、本社事業所において、平成24年10月6日から平成25年5月19日の間、労働者派遣法第4条第1項第1号で労働者派遣が禁止されている港湾労働法第2条第2号に規定される港湾運送業務に、少なくとも派遣労働者延べ1,303人を労働者派遣することにより、労働者派遣法に違反する労働者派遣事業を行ったこと。</p> | <p>1 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令</p> <p>株式会社オマージュに対し、</p> <p>○本社事業所において行う労働者派遣事業については平成26年4月3日から平成26年5月2日までの間、</p> <p>○その他の株式会社オマージュにおいて行う全ての労働者派遣事業については平成26年4月3日から平成26年4月16日までの間、</p> <p>事業の停止を命ずる。</p> <p>2 同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令</p> <p>(1)株式会社オマージュの全事業所において行われる全ての労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。</p> <p>なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。</p> <p>①労働者派遣法第4条第1項</p> <p>(2)労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。</p> <p>①処分の理由に係る原因の究明 ②前記①に対応した再発防止策の策定 ③労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化 ④役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底 ⑤内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備</p> |

(別紙1)労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

| | 派遣元事業主名 | 代表者の職氏名 | 派遣元事業主所在地 | 許可・届出に関する事項 | | 処分理由 | 処分内容 |
|---|---------|----------------|--------------------|-------------|------------|--|--|
| | | | | 許可・届出年月日 | 許可・届出番号 | | |
| 6 | 株式会社ジック | 代表取締役 森山 喜粒 | 大阪府中央区島之内1丁目17番16号 | 平成13年9月1日 | 般27-030238 | <p>株式会社ジックは、平成24年11月13日から平成25年7月3日の間、労働者派遣法第4条第1項第1号で労働者派遣が禁止されている港湾労働法第2条第2号に規定される港湾運送業務に、少なくとも派遣労働者延べ1,049人を労働者派遣することにより、労働者派遣法に違反する労働者派遣事業を行ったこと。</p> | <p>1 労働者派遣法第14条第2項に基づく労働者派遣事業停止命令</p> <p>株式会社ジックに対し、平成26年4月3日から平成26年5月2日までの間、労働者派遣事業の停止を命ずる。</p> <p>2 同法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令</p> <p>(1) 株式会社ジックにおいて行われる全ての労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。</p> <p>なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。</p> <p>①労働者派遣法第4条第1項</p> <p>(2)労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。</p> <p>①処分の理由に係る原因の究明 ②前記①に対応した再発防止策の策定 ③労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化 ④役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底 ⑤内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備</p> |

(別紙2)労働者派遣事業改善命令に係る被処分派遣元事業主

| | 派遣元事業主名 | 代表者の職氏名 | 派遣元事業主所在地 | 許可・届出に関する事項 | | 処分理由 | 処分内容 |
|---|--------------|----------------|------------------|-------------|------------|---|--|
| | | | | 許可・届出年月日 | 許可・届出番号 | | |
| 1 | 株式会社ジャストワン | 代表取締役 秋山 明香 | 豊中市上津島2丁目18番26号 | 平成18年8月1日 | 般27-300709 | <p>株式会社ジャストワンは、平成25年3月1日から平成25年7月3日の間、労働者派遣法第4条第1項第1号で労働者派遣が禁止されている港湾労働法第2条第2号に規定される港湾運送業務に、少なくとも派遣労働者延べ681人を労働者派遣することにより、労働者派遣法に違反する労働者派遣事業を行ったこと。</p> | <p>労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令</p> <p>1 株式会社ジャストワン及び株式会社メイン・キャストの全事業所において行われる全ての労働者派遣事業及び請負事業について、労働者派遣法及び職業安定法に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。</p> <p>なお、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。</p> <p>(1)労働者派遣法第4条第1項</p> <p>2 労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施すること。</p> <p>(1)処分の理由に係る原因の究明 (2)前記(1)に対応した再発防止策の策定 (3)労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化 (4)役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底 (5)内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備</p> |
| 2 | 株式会社メイン・キャスト | 代表取締役 山崎 紀文 | 大阪市西区北堀江1丁目2番27号 | 平成22年6月1日 | 般27-301736 | <p>株式会社メイン・キャストは、平成25年4月15日から平成25年7月3日の間、労働者派遣法第4条第1項第1号で労働者派遣が禁止されている港湾労働法第2条第2号に規定される港湾運送業務に、派遣労働者延べ647人を労働者派遣することにより、労働者派遣法に違反する労働者派遣事業を行ったこと。</p> | <p>(1)処分の理由に係る原因の究明 (2)前記(1)に対応した再発防止策の策定 (3)労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の遵守に係る責任体制の明確化 (4)役職員の労働者派遣法、職業安定法等労働に関する法令の理解及び遵守の徹底 (5)内部管理体制(人的構成と体制の構築等)の再構築・整備</p> |

参 考

○ 労働者派遣法（抄）

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号に規定する港湾運送の業務及び同上第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）

（一般労働者派遣事業の許可）

第5条 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（許可の取消し等）

第14条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消すことができる。

- 二 この法律（第23条第3項、第23条の2及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（労働者派遣の期間）

第35条の2 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第40条の2第1項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行ってはならない。

（労働者派遣の役務の提供を受ける期間）

第40条の2 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（次に掲げる業務を除く。第3項において同じ。）について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- 一 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 1年

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から1年を超え3年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

(改善命令等)

第49条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項及び第23条の2の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる

(罰則)

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三 第34条、第35条の2第1項、第36条、第37条、第41条又は第42条の規定に違反した者

◇港湾労働法（抄）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 港湾運送 港湾において行う行為であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- イ 港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第1項に規定する港湾運送のうち、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する行為
- ロ イに規定する行為に準ずる行為であつて政令で定めるもの

◇港湾労働法施行令(抄)

(法第2条第2号ロの政令で定める行為)

第2条 法第2条第2号ロの政令で定める行為は、他人の需要に応じて行う次に掲げる行為とする。

三 船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送された貨物の別表の上欄に掲げる港湾の水域の沿岸からおおむね500メートル(東京及び大阪の港湾にあつては200メートル)の範囲内において厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫(船舶若しくははしけにより又はいかだに組んで運送に係る貨物以外の貨物のみを通常取り扱うものを除く。以下「港湾倉庫」という。)への搬入(上屋その他の荷さばき場から搬出された貨物の搬入であつて、港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第3項に規定する港湾運送関連事業のうち同行第1号に掲げる行為に係るもの若しくは同法第3条第1号から第4号までに掲げる事業又は倉庫業法(昭和31年法律第121号)第2条第2項に規定する倉庫業のうち港湾倉庫に係るものを営む者(以下「港湾運送関係事業者」という。)以外の者が行うものを除く。)、船舶若しくははしけにより若しくはいかだに組んで運送されるべき貨物の港湾倉庫からの搬出(上屋その他の荷さばき場に搬入すべき貨物の搬出であつて、港湾運送関係事業者以外の者が行うものを除く。)又は貨物の港湾倉庫における荷さばき。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入、冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出及び冷蔵室における荷さばきを除く。

四 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第1項に規定する道路運送車両若しくは鉄道(軌道を含む。)(以下「車両等」という。)により運送された貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場への搬入(港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬入を除く。)又は車両等により運送されるべき貨物の港湾倉庫若しくは上屋その他の荷さばき場からの搬出(港湾運送関係事業者以外の者が行う当該貨物の搬出を除く。)。ただし、冷蔵倉庫の場合にあつては、貨物の当該倉庫に附属する荷さばき場から冷蔵室への搬入及び冷蔵室から当該倉庫に附属する荷さばき場への搬出を除く。